

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年 五月十三日

大阪府知事 橋下 徹

大阪府規則第九十九号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成六年大阪府規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1―24 （略） （東日本大震災に伴う経過措置対象車の特例） 25 条例第四十条の十四第九項の規則で定める対象自動車は、第十六条の十五に規定するもののほか、車種規制適合車以外の対象自動車であつて、その対象自動車に係る特定日（同条に規定する特定日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証（有効期間の満了日が平成二十三年三月十一日から同年九月三十日まで間に到来するものに限る。）が返付された後平成二十三年三月十一日から平成二十三年九月三十日までの間に初めてその対象自動車に係る道路運送車両法の規定による継続検査又は臨時検査（特定日以降に受けるものに限る。）を受けるものとする。</p> <p>26 前項の検査を受けた自動車に係る特定日については、別表第九の四の下欄の規定にかかわらず、平成二十三年十月一日とする。</p>	<p>1―24 （略） 附則</p>

附則

この規則は、公布の日から施行する。